

# 「意見表明等支援事業」を開始します

## ～子どもの声が大切にされる社会へ～

本市では、一時保護施設、児童養護施設等に入所している子どもの意見表明を支援し、権利擁護を推進するため、令和7年度から「意見表明等支援事業」を実施します。

### 1 目的

社会的養護のもとで生活をする子どもたちが、自分の意見を持ち、話してもいいという安心感を回復し、子ども自身が実現したいことを考え、周囲に説明できること（セルフアドボカシー）の実現を目的とします。

### 2 内容

意見表明等支援員が、一時保護施設や児童養護施設等を訪問し、子どもとの遊びや面談などを通して、意見形成を支援するとともに、子どもの意見や意向を把握し、子どもの希望に応じて、児童相談所や児童養護施設等の関係者への意見表明を支援したり、意見を代弁します。

※ 意見表明等支援員は、子どもの立場に立って子どもの声を傾聴し、子どもの希望に応じて関係機関に意見・意向を伝える代弁者の役割を担う者です。

### 3 実施方法

子どもに関わる機関等との利害関係がない、独立した立場の者が事業を行う必要があるため、公募による選考にて決定した民間事業者への委託により実施します。

#### (1) 受託者

一般社団法人 子どもの声から始めよう

#### (2) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで

問合せ先  
こども家庭課  
直通電話 042-769-9811